

長岡技術科学大学学位論文の公開等についてのガイドライン

1. 公開方法

学位規則の一部を改正する省令（平成 25 年文部科学省令第 5 号）が公布され、平成 25 年 4 月 1 日から施行されました。この改正により、博士学位論文の公表は、これまでの印刷公表に代えてインターネット公表により行うことになりました。

インターネット公表は、授与大学の協力を得て行うこととなっており、長岡技術科学大学（以下、「本学」という。）では「国立大学法人長岡技術科学大学学位規則」及び「国立大学法人長岡技術科学大学学術情報リポジトリ運用規程」に基づき「長岡技術科学大学学術情報リポジトリ（以下、リポジトリという。）」で公表することになります。

なお、国立国会図書館でも全文データを保管し、原則インターネットで公開することとなります。

2. 公開の例外

やむを得ない事由で授与後 1 年以内に公表できない場合は、事前に本学の承認を得た上で、全文に代えて著者の作成した論文要旨を公表することになります。やむを得ない事由としては以下のような場合が考えられます。

- ・特許の申請に関わる場合
- ・出版刊行・雑誌投稿している、又は予定していて著作権の都合上公表できない場合
- ・インターネットで公表できない内容（立体形状による表現が含まれているもの、個人情報に関わる制約があるもの等）である場合 等

該当事由がある場合は、その内容を【別紙】学術情報リポジトリ登録許諾書（博士学位論文）に記載の上、提出してください。その際、論文執筆者は、必ず出版者等にリポジトリへの登録・公開に当たって権利関係・著作権上の問題がないかを確認してください。提出された許諾書を確認した結果、全文のリポジトリでの公表が 1 年以内にできない場合は、全文に代えて論文内容の要旨を公開します。

ただし、例外が承認された場合でも、次のとおりの取扱いとなります。

- (1) やむを得ない事由が解消した場合は全文公表となります。
 - (2) 本学図書館内において、求めに応じ全文を公開する場合があります。
- (1) 及び (2) は、国立国会図書館における取扱いも同様となります。

3. 登録方法

総合情報課では、学位審査申請時に提出された学術情報リポジトリ登録許諾書（博士学位論文）に基づき、記載内容を確認した上で、学位が授与された後、リポジトリへ登録を行い公開します。

リポジトリへ登録する内容は、学位審査申請時等に提出された博士学位論文全文、論文内容の要旨、論文審査の結果の要旨の 3 つです。いずれも原則として PDF（PDF/A、ISO19005 準拠）形式で作成し提出してください。

以上